担当課(都市計画課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	景観条例の改正	市が考える市民等への影響	メリット 現在制定作業中の「流山市広告物条例」においては、広告物の形状、寸法、色彩等について数値による許可基準を設けるが、良質な 景観形成を誘導するための、「建築物との調和」や「集約」、「簡素化」といった抽象的な要素については許可基準に定めることは適切で
名称	流山市景観条例の一部を改正する条例		ないため、これらの要素については、流山市広告物条例の許可手続きに先立ち、景観条例において事前協議を課すことにより景観誘導を図ることができる。 デメリット ・なし。
概要	・市内の屋外広告物等は、現在、千葉県屋外広告物条例に基づ〈許可・指導とあわせて、流山市景観計画において行為の制限を規定している。今後ある。 ・屋外広告物等の表示・設置に関する手続きについては、景観第法16条の届出対象適用除外となるが、良質な景観形成を図るためには、建築物や、・このことから、流山市景観条例を改正し、流山市広告物条例(素案協議中)の許可対象物件等について、事前協議書の提出を定めるものである。		

(1)市民参加の対象事項について

<u> </u>											
市民参加の	D対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)									
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの								
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの								
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの								
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由									
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更										
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合										

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)											
	実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等 その他特記事項		左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由					
		審議会等									
→ =		パブリックコメント手続	平成30年6月6日~7月5日	全市民							
後 数		意見交換会	平成30年6月8日、6月9日	全市民、看板業者] 意見交換会∶直接、具体的な意見・提案をいただ〈ため					
実施		公聴会									
אנו		政策提案制度									
		その他									

(3)市民参加のスケジュール(予定)

(-) - U - 13H - 17 T	7 7 = 77 (3 7 -	<u> </u>													
平成 2	9年度	平成30年度										平成3	平成31年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
景観条例	列改正			_	—			•						•	
					パブコメ		市議会	議決·公布		周知期間				施行	
				(県議会・県	屋外広告物条例改正)										
(参考 市広告物	条例) ——			→ _				•						•	
			検察協議		パブコメ		市議会	議決·公布		周知期間				施行	

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容·理由	変更項目	変更日	変更内容·理由
スケジュール	平成29年12月21日	県との調整によるパブコメ実施時期の変更			
市民参加の手法、実施時期	平成29年12月21日	県との調整によるパブコメ実施時期の変更			